

「農産物等の直売所の建築行為等に係る取扱い方針」(法第34条第14号)

食糧自給率の向上を目指し、農産物等の地産地消による農業振興策の拡充を図るため、農業を営む者等が継続して農地を保有しつつ、市内で生産する農産物等、農産物等の加工品及び農産物等を生産するに必要な物品等の販売、提供を目的として建設する直売所について、次の方針により農政担当と調整がなされた場合は、法第34条第14号又は政令第36条第1項第3号ホによる審査の対象とする。

(申請者の要件)

- 1 申請者は、構成員が農家である団体又は農業協同組合であること。

(申請地の立地要件)

- 2 申請地は次の各号いずれにも適合すること。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)に規定する農業振興地域、農業振興地域に近接した地域又は市街化区域に隣接している区域であること。

なお、「農振法」第8条第2項第1号に規定する農用地区域となる場合は、農振法第8条第1項に基づく農業振興地域整備計画に定められていること及びその他「農振法」の規定に適合すること。

- (2) 申請者の自己所有地又は申請者が直売所の用途として長期の賃貸借若しくは使用貸借による権利を有することが契約済の土地であること。
- (3) 予定建築物の敷地は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項に規定する幅員9メートル以上の既存の道路に接していること。
- (4) 申請区域内面積の過半以上が駐車場用地として確保されていること。

(直売所の内容)

- 3 直売所の内容は、次の各号に適合していること。

- (1) 売場
- (2) 農産物等の選別や包装等の荷捌き
- (3) 苗付から収穫、販売までに必要な調製
- (4) 農産物等を原料又は材料とした農産物等の加工品の生産販売
- (5) 農産物等を原料又は材料とした食材提供
- (6) その他、直売所の運営・管理に必要なもの

(施行期日)

- 4 この方針は、平成24年11月30日から施行する。

注

- 1 申請内容が、法第29条第1項第11号に該当する場合は、本方針を適用しない。
- 2 「農政担当と調整がなされた場合」の確認は、本市農政担当部局が発行する証明書により行うこととする。
- 3 基準1「構成員が農家である団体」とは、農事組合法人、農業生産法人及び「相模原市農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」に位置付けられた特定法人をいう。
- 4 基準2(1)「農業振興地域に近接した地域」とは、農業振興地域から直線で1キロメートル以内をいい、「市街化区域に隣接している区域」とは、市街化区域から概ね300メートル以内をいう。
- 5 基準2(4)申請区域内とは、開発行為等完了後の建築物の敷地をいう。